

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 8 号

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

帯広市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 28
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改める。

第 3 条（見出しを含む。）中「第 115 条の 46 第 4 項」を「第 115 条の 46 第 5 項」に改め、
同条第 1 号中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（省令第 140 条の 66 第
1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者
の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤
換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センター
において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター
の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号にお
いて同じ。）」を加え、同号ウ中「省令第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員
研修を修了した者」を「省令第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に
改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「前号」を「第 1 号」
に改め、「（省令第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をい
う。以下同じ。）」を削り、同号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センタ
ーの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する
区域を一つの区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000
人以上 6,000 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の
地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の 1 の地域包括支援センタ
ーがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の 1 の

地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。